

<研修概要>

1. はじめに

研修者は、オーストラリア倒産法を参考として民事再生手続の機能と事業の再生に関する研究を進めるため、2019年9月1日～2021年6月17日まで、Stacey Steele 准教授を受入教員としてメルボルン大学アジア・ロー・センターに所属し、研修を行った。コロナウィルスの感染拡大や東京オリンピックの一年延期によって、当初の予定より早く帰国することとなったが、帰国後は2021年8月31日まで、国内待機場所および専修大学にて研修を継続した。

2019年9月に開始した今回の研修は、コロナとともにあったといっても過言ではない。オーストラリアでの研修を開始して間もなくコロナウィルスのパンデミックが発生したため、研修についても大幅な変更を余儀なくされた。しかし、元来、倒産法を研究対象とする身からすれば、今回の研修は、未曾有の世界的危機および経済に対する深刻な影響に対して国家がどのように向き合うのか、そこで法はどのような役割を果たしうるかについて、改めて考える絶好の機会となった。

メルボルン大学では、研修にあたって専用ブース等を用意していただいたが、コロナウィルス感染拡大を受けて2020年3月より大学内への入構は禁止された。しかし、充実したオンラインデータベースの使用が認められていたこと、Stacey Steele 准教授が様々な機会を用意してくださったこと、また定期的に面談を実施してくださったこと等によって研修を進めることができた。

2. 研修の概要

① 実務家、研究者との意見交換

オーストラリア滞在中に、複数の法律実務家や研究者と意見交換をする機会を得た。コロナウィルス感染症の発生以前は、Barrister（法廷弁護士）を訪問して最近の倒産問題について意見交換をしたり、複数の倒産事件の傍聴を行ったりした。特に、Barristerの案内の下で傍聴した尋問手続（examination）は、倒産手続における情報収集手段として、また経営者や会社に対する調査のあり方として、オーストラリア倒産手続の特徴的制度であり、興味深いものであった（研究成果①として公表）。

コロナウィルス感染拡大後も、オンラインで、あるいは時機をみて対面で、多数の実務家や研究者から、法的倒産手続の再建手法としての意義、オーストラリアの事業再生手法、法的倒産処理手続と裁判外手続の関係、債権者・担保権者のあり方、2021年1月1日より施行されている新制度についてなど様々な意見を聴くことができた。実務家との意

見交換から得られる倒産手続に関する「実感」が、研究の幅を広げるとともに、より深い検討を可能にすることはいうまでもない。

② 倒産法改正

2020年3月以後、当初、感染者ゼロ政策をとったオーストラリアのコロナ対策は迅速かつ厳しいものであり、直ちにロックダウンが実施され、多くの活動が制限された。このとき裁判所での弁論が即座にオンラインに移行したことは研修者には驚きであった。連邦政府は、ロックダウンに入ると直ちに、金銭的苦境に立たされる個人や会社の増加を見越して時限的な倒産法の改正を行った。危機時期における政府の対応や迅速な法改正の実現は非常に興味深く、研究成果②として公表した。

その後、時限的倒産法改正が効力を有する間に、新たな小規模会社向けの倒産制度が導入されることになった。その間の動きは非常に早く、問題点の把握、目的の設定、それを実現する手段としての法改正という一連の流れを目の当たりにすることができた。2021年1月1日より施行されている新倒産法は、それまでのオーストラリア倒産法に新たな性格を加えるものであり、倒産法の機能の検討を目的とする本研修に様々な視座を提供してくれた。この倒産法改正についても近く論文を公表する予定である。

③ 研究会への参加、報告等

ロックダウンの開始とともにメルボルン大学への入構は禁止されたが、Stacey Steele 准教授が中心となって、メルボルン大学アジア・ロー・センターの研究者及び実務家による研究会が複数回開催されて、コロナウィルス感染拡大を受けた裁判実務の変化や様々な分野の法的問題について報告および議論がなされた。研修者も日本の倒産状況についての報告を行った。中でも、ロックダウン開始とともに即座にオンラインに移行した裁判手続について、裁判の公開との関係でどのように考えるかに関する実務家の感覚は、とても興味深いものであった。

また、オーストラリアの倒産法・会社法研究者による ROCIT (Regulation of Corporations, Insolvency and Taxation research unit) Roundtable に参加するとともに、日本の倒産状況に関する報告を行った。さらに、Australasian Consumer Law Roundtable Insolvency Academics Network Meeting への参加の機会も得た。これらの研究会で最新議論に触れることができたのは有益な経験であった。

日本に対しては、オーストラリアに留学経験のある裁判官や裁判所職員を対象に、オーストラリア倒産法改正に関する報告を行った。当時、オーストラリアにおけるロックダウンや倒産法改正への関心は日本でも高く、その後、日本の弁護士会への状況提供も行った。

3. 研修成果

今回の研修では、コロナウィルスの感染拡大と期間が重なったからこそ見えてきたものが多々あった。研修者が滞在したビクトリア州は、オーストラリアの中でも特にロックダウンの期間が長かった地域である。コロナウィルス感染拡大への連邦政府や州政府の対応、近い将来生じると予想される問題の把握、問題への対処方法の検討、対策を実現する手段としての法改正という一連の流れを何度もみるようになった。とくに感染が広がり始めた時期やロックダウン中は毎日のように州首相による会見が行われて、ビクトリア州全体で今回の危機に立ち向かおうという雰囲気が醸成されていた。これらは、現地にいたからこそ感じられたことと思われる。このような時期にも海外での研修継続を認めてくださった成蹊大学、および受入れを継続してくださったメルボルン大学と様々なサポートを提供してくださった Stacey Steele 准教授に感謝申し上げたい。

研修者の研究課題である倒産手続の機能に関する研究も進んだ。まず、研修期間初期に、日本の民事再生手続の機能について改めて検討する時間を持つことができた（研究成果③）。もちろん、オーストラリア倒産法についても、上記実務家・研究者との意見交換のほか、法改正資料の検討、文献の購読などによって研究を進めた。オーストラリア倒産法に関する資料に日本で触れる機会は少ないため、現地において様々な資料に触れたことは、今後の研究に資するものとなった。また、2020年のオーストラリア倒産法改正は、これまでのオーストラリア倒産法の特徴を改めて浮かび上がらせるものであり、改正法の検討を通じて、オーストラリア倒産法にこれまで期待されてきた機能を確認するとともに、新法の意義を検討する機会を得ることができた（その研究成果は、2020年倒産法改正に関する論文として近く公表する予定である。）。

【研修期間中に公表した研究成果】

- ①北島（村田）典子「オーストラリア倒産手続における情報収集手段」事業再生と債権管理 169号（2020）138頁
- ②北島（村田）典子「COVID-19によるオーストラリア倒産法改正」NBL1171号（2020）40頁
- ③北島（村田）典子「民事再生法と事業の再生（1）（2・完）」民商 156巻3号（2020）491頁、同 156巻4号（2020）731頁